

吸収合併にかかる事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)
2020 年 10 月 1 日

タメニー株式会社

2020 年 10 月 1 日

タメニー株式会社
代表取締役社長 佐藤 茂

当社は、2020 年 5 月 19 日付で株式会社メイションとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社メイションを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条及び第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

株式会社メイションでは、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求

株式会社メイションは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の意義

株式会社メイションは、会社法 789 条第 2 項に規定に基づき 2020 年 8 月 24 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法 797 条第 1 項の規定による株主の買取請求権をすることはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 8 月 24 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社メイションの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2020 年 10 月 1 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

(略式吸収合併)
2020 年 8 月 24 日

株式会社メイション

2020 年 8 月 24 日

株式会社メイション
代表取締役社長 佐藤 茂

当社は、2020 年 5 月 19 日付で株式会社パートナーエージェント（2020 年 10 月 1 日付でタメニー株式会社に社名変更）との間で締結した合併契約に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、タメニー株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記の通りです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 記載のとおりとなっております。

2. 吸収合併対価の相当性に関する事項

当社がタメニー株式会社の完全子会社であることから本合併に際して、株式の割当てその他一切の対価の交付を行いません。

3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併にかかる新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終の事業年度にかかる計算書類等

タメニー株式会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後のタメニー株式会社の資産は債務の履行に十分であることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本合併によりタメニー株式会社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

以上

別紙 1

合併契約書

株式会社パートナーエージェント（以下、「甲」という）と株式会社メイション（以下、「乙」という）とは、次のとおり合併の契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（合併）

甲および乙は合併し、甲は存続し、乙は解散する（以下、「本件合併」という）。

吸収合併存続会社 東京都品川区大崎一丁目 20 番 3 号
株式会社パートナーエージェント

吸収合併消滅会社 東京都品川区大崎一丁目 20 番 3 号
株式会社メイション

第 2 条（無対価合併）

甲は、本件合併に際して、吸収合併消滅会社株主に対する株式の発行等を行わないものとし、合併後も従前どおりの発行可能株式総数、発行済株式の総数、資本金の額下記のとおりとする。

- (1) 発行可能株式総数 35,280,000 株
- (2) 発行済株式の総数 10,717,200 株（4 月末現在）
- (3) 資本金の額 金 263,931,240 円（4 月末現在）

なお、甲の発行済株式の総数および資本金の額は甲の新株予約権行使により変動するものとする。

第 3 条（合併期日および効力発生日）

合併期日および合併の効力発生日は、2020 年 10 月 1 日とする。ただし、本件合併の進捗状況により、甲乙協議の上、変更することができる。

第 4 条（財産の承継）

1. 甲は、乙から 2020 年 9 月 30 日現在における貸借対照表・財産目録などを基礎とし、これに合併期日の前日までの増減を加除した資産・負債・権利義務一切を合併期日において承継する。
2. 乙は、本契約締結日から合併期日に至る間の資産および負債の変動につき、計算書を添付して、その内容を甲に明示する。

第 5 条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後合併期日前日まで、善良な管理者の注意をもって業務を執行

し、それぞれの保有する一切の財産の管理、運営をする。その財産および権利義務に多大な影響を与える行為については、あらかじめ相手方に報告し、その同意を得て行う。

第6条（役員および従業員）

1. 本件合併により、甲の取締役および監査役となる者は2020年9月30日時点の甲の取締役および監査役とする。
2. 甲は、合併期日における乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、退職金および勤続年数については、乙における基準に基づいて通算し、そのほかの細部については、甲乙協議して定める。

第7条（合併承認の株主総会）

乙は、2020年9月末日までに、臨時株主総会を開催し、本契約の承認および必要な事項の決議を行う。ただし、本件合併の進捗状況により、必要がある場合は、甲乙協議のうえ、臨時株主総会の期日を変更することができる。

第8条（合併条件の変更および契約の解除）

甲および乙は、本契約締結後合併期日前日までの間、天変地異のほか双方当事者の責に帰さない事情により、甲または乙の資産・負債・経営状態などに大幅な変動があった場合、甲乙協議の上、合併条件を変更または本契約を解除することができる。

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、記名押印のうえ、甲が保有する。

2020年5月19日

甲：東京都品川区大崎一丁目20番3号

株式会社パートナーエージェント

代表取締役社長 佐藤 茂



乙：東京都品川区大崎一丁目20番3号

株式会社メイション

代表取締役社長 佐藤 茂

